

私学事業団 貯金WEBシステム利用規約

(目的)

第1条 私学事業団貯金 WEB システム利用規約（以下「本規約」と言います。）は、日本私立学校振興・共済事業団（以下、「事業団」と言います。）が行う積立貯金事業（以下、「貯金」と言います。）に関する事業団貯金 WEB システム（以下「本システム」と言います。）の利用に関する取り扱いを定めることを目的とします。

(本システムの内容)

第2条 本システムは、別表の帳票データを利用者のパーソナルコンピュータ（以下、「利用端末」と言います。）と本システムとの間でインターネットを介して通信経路によりデータの授受・提供を行うシステムです。

(利用対象者)

第3条 本システムの利用対象者（以下、「利用者」と言います。）は、本規約及び「日本私立学校振興・共済事業団個人情報保護方針」（事業団のホームページを参照してください。）に同意のうえ、事業団所定の「管理者用 ID 発行依頼書」に学校番号等を記入して提出した学校等とします。

(本システムの利用)

第4条 本システムは24時間利用可能です。ただし、第11条第2項に定める本システムのシステムメンテナンスを行う場合は、利用可能時間を変更する場合があります。

2 利用者は、本システムの利用に際しては、事業団が本システム上で利用者に開示している「貯金 WEBシステム操作手順書（管理者用）」及び「貯金 WEB システム操作手順書（担当者用）」（以下、「操作手順書」と言います。）に記載された指示に従うものとします。

3 本システム利用開始後は、別表の帳票について、紙媒体での提供は行わないものとします。

(本システムの利用環境)

第5条 本システムを利用できる端末は、利用者が管理を行っており、インターネットに接続できる環境下で事業団所定のブラウザソフト等を備えた端末に限ります。

2 本システムの利用に際し、必要な通信料金、インターネット接続料金等一切の費用については、利用者が負担するものとします。

(問い合わせ)

第6条 本システムの利用に関する利用者からの問い合わせは、事業団が指定する方法で

のみ受け付けます。

- 2 利用者からの問い合わせの内容によっては、回答できない場合があります。事業団は、利用者からのあらゆる問い合わせについて回答する義務を負うものではありません。

(利用料金)

第7条 本システムの利用料金は無料とします。

(本人認証)

第8条 利用者から提出された「管理者用 ID 発行依頼書」にもとづき、事業団は管理者 ID を利用者の学校番号単位に発行し、利用者へ通知します。

- 2 事業団は、ログイン ID 及びパスワード（以下、「ID 等」と言います。）の一致を確認することにより、利用者からの操作であるとともに、本規約に同意したものとみなします。

(ID 等の管理)

第9条 利用者は、ID 等を第三者に知られないように厳重に管理を行うものとします。

- 2 利用者は、ID 等を第三者に知られた可能性を認識した場合は、事業団へ通知し、適切な対処を行うこととします。

(パスワードの有効期間)

第10条 パスワードの有効期間は90日間とします。

- 2 利用者は、有効期間が満了する前までにパスワードの変更を行うものとします。

(本システムの利用停止・一時利用停止)

第11条 利用者に次の各号のうちいずれかの事由が生じたときは、事業団は事前に利用者へ通知することなく、直ちに本システムを利用停止できるものとします。

- ① 本規約に違反する等、事業団が本システムの中止を必要とする相当の事由が発生、又は、事由が発生する恐れがあると事業団が判断したとき。
- ② 最後のログインから、1年以上に亘り本システムの利用がないとき。
- ③ 本規約にもとづく事業団への届出事項について、虚偽の事実が判明したとき。
- ④ 利用者が次のいずれかに該当することが判明、又は、該当する恐れがあると事業団が判断したとき。
 - ・反社会的勢力に該当する場合
 - ・反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合
 - ・反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合
 - ・その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

- ・自ら又は第三者を利用して、事業団に対して、詐術、暴力行為若しくは脅迫的言辞を用い、又は法的な責任を超えた不当な要求等を行った場合
- ・風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて事業団の信用を毀損し、又は事業団の業務を妨害した場合
- ・その他前各号に準ずる行為を行った場合

⑤ 利用者がID等を不正に使用したとき。

2 事業団は、本システムの稼働状態を良好に保つため、本システムの全部又は一部を一時利用停止にして、メンテナンスを行うことができるものとします。メンテナンスに伴い計画的に停止する場合は、通知先として登録されているメールアドレスに通知するものとします。

ただし、災害・事変等その他事業団の責めに帰することができない事由や障害検知時等緊急の場合は事前に通知することなく停止できるものとします。

(通知手段)

第12条 利用者は、本システム利用開始時にメールアドレスを事業団に通知先として登録し、そのメールアドレスに変更があった場合、利用者自らが端末により変更登録するものとします。

2 事業団は利用者に対し、本システムの利用等について通知・照会を行うことがあります。その場合、利用者が事業団所定の方法により予め事業団に届け出た住所、電話番号、通知先として登録されているメールアドレスのうちいずれかを連絡先とします。

3 前項の通知は、通常到着すべきときに到着したものととして取り扱います。

(利用規約の変更)

第13条 本規約の各条項は、相当の事由があると認められた場合、相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

2 前項の変更は、周知した適用開始日から適用されるものとします。

3 変更に同意しない旨の通知があった場合は、事業団は本システムの利用を停止することができるものとします。

(個人情報の取扱い)

第14条 事業団は、本システムの提供にあたって利用者から取得した個人情報（以下「個人情報」といいます。）について、「日本私立学校振興・共済事業団個人情報保護方針」（事業団のホームページを参照してください。）の定めに従い適正に取り扱います。

2 事業団は、個人情報について次の各号に掲げる目的で利用します。

- ① 本システムの提供・運用・管理
- ② 本システムに関する問い合わせ

(秘密保持)

第15条 利用者および事業団は、本システムを利用するにあたり、秘密保持について次の各号の通り取り扱うものとします。

- ① 本システムの利用にあたり知り得た業務上の秘密について、正当な理由がある場合を除き、これを第三者に開示しないものとします。
- ② 本システムで使用する帳票および送受信を行うデータの管理、処分について、管理者の注意をもって取り扱うものとします。
- ③ 前2号の取り扱いは、本システムの利用終了後も同様とします。

(免責事項)

第16条 事業団は、本システムの利用に関して生じた次の各号に定める損害については、一切責任を負わないものとします。

- ① 本システムについて、相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、本システム又はその通信回線等の障害により遅延・利用不能等が発生したことにより利用者に生じた損害
- ② 利用端末又は本システムの利用環境に起因する本システムの動作不良その他不具合が発生したことにより利用者に生じた損害
- ③ 第11条各項、又は、第13条第3項により利用を停止したことにより利用者に生じた損害
- ④ 利用開始時にメールアドレスを登録しなかったために、又は、メールアドレスに変更があったにもかかわらず、変更の登録が行われなかったために、事業団からの通知等が到着しなかったことにより生じた損害
- ⑤ 第13条第1項の規定に基づき、本規約を変更したことにより利用者に生じた損害
- ⑥ 第17条の規定に基づき、本システムの変更若しくは廃止したことにより利用者に生じた損害
- ⑦ 本システムの利用に際し、利用者の誤登録、誤入力又は誤操作により利用者に生じた損害
- ⑧ 本システムの利用に際し、本人確認を行ったうえで取引が行われた場合で、利用端末、パスワードに偽造、変造、盗用又は不正使用があり、そのために利用者に生じた損害
- ⑨ 次のいずれかに該当し、利用者のID等が漏洩したことにより利用者に生じた損害
 - ア 利用者が使用する利用端末の通信経路等において第三者による不正アクセスその他の事故があったとき
 - イ 利用者の不注意によりID等を他人に知られたとき

2 本規約に違反する行為によって生じた第三者との紛争については、全て利用者の責任と

費用により解決するものとし、事業団は一切の責任を負わないものとします。

(本システムの変更・廃止)

第17条 事業団は、事業団の都合その他の事情により、本システムの内容を変更し、又は本システムを廃止することができるものとします。

2 事業団は、本システムの内容を変更する場合には事前に本システムを変更する旨、変更後の本システムの内容及び変更日を、本システムを廃止する場合には事前に本システムを廃止する旨及び廃止日を、相当の方法で周知することとします。

(データ保存期間)

第18条 本システムにおけるデータ保存期間は14カ月とします。

2 データ保存期間を超えてデータを保存する場合、利用者は本システムよりデータをダウンロードし、CSV形式等のデータ又は紙媒体として利用者が保存するものとします。

(完全合意)

第19条 本規約は、本システムの利用に関する完全な合意であり、本規約以外の全ての表明、交渉、了解、連絡又は通知に優先します。本規約の一部が無効であり強制力を有しないものと解された場合であっても、本規約のその他の部分の有効性は何ら影響を受けず、効力を維持するものとします。ただし、本条は利用者の法律上の権利の行使を阻害するものではありません。

(準拠法及び合意管轄)

第20条 本規約は日本法に準拠し、本規約に関する一切の訴訟は、その訴額により東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(不放棄)

第21条 事業団が本規約に規定するいずれかの権利を行使しなかったとしても、その権利を放棄したとみなされるものではなく、事業団は引き続き当該権利の行使権を保有します。

(存続条項)

第22条 本規約は事業団が本システムを提供する期間中有効とします。ただし、第14条第1項、第15条、第16条及び第19条から本条までの規定は本システムの廃止後も有効に存続するものとします。

(定めない事項)

第23条 本規約に定めない事項又は本規約に関し疑義が生じたとき、「管理者用 ID 発行依頼書」に定めない事項は、その都度利用者と事業団が協議して定めるものとします。

付 則

本規約は、令和6年3月7日から実施します。

別 表

項番	帳 票 名
1	積立金明細書
2	積立貯金払出明細書